

## 只木ゼミ後期第4問

令和元年10月8日、甲は東京都H市所在の中央銀行A支店を訪れ、同支店備え付けの現金自動支払機(以下ATMとする)により、同支店に開設されている自己名義の普通預金口座から現金を下ろそうとした際、心当たりのないB社からの振込金75万円が誤って同口座に入金されて、預金額が92万円余りとなっていることを知った。

そこで、当時多額の借金を抱えて返済に窮していた甲は当該借金を返済するためにこれを奇貨として、預金の払戻し手続きにおいて金員騙取することを決め、同支店の窓口係員に対し金額欄に90万円と記載した普通預金払戻し請求書を提出して普通預金の払戻しを求めて、その場で窓口係員から90万円の交付を受けた。

払戻しを難なく行えたことで自信をつけた甲は次に、自己名義の口座にほとんど金員が入っておらず自身に代金支払いの意思・能力がないにも関わらず、Cカード会社の加盟店であるK百貨店において同店の従業員に自己名義のC会社のクレジットカードを提示し、30万円の時計を購入した。

本件における甲の罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁平成16年2月9日第二小法廷決定

### 【関連設例】

オレオレ詐欺事件において、X、Y、Zが詐欺を共謀し、Yが電話をしてVを欺き、100万円をYの口座に振り込ませ、Zが銀行のATMからお金を下ろした。

X、Y、Zの罪責を検討せよ。